

入らぬはずの70円×9日間

選挙カー燃料費不正請求

名古屋市議選 1人認め

4月の名古屋市議選(定数75)で、公費負担がある選挙カーの燃料費について、車の燃料タンクの容量を超過約70リットルのガソリンを毎日給油したなどとして、10人の候補者が上限額の6万6150円をすべて受け取っていることがわかった。朝日新聞社は名古屋市選挙管理委員会に情報公開請求した資料で明らかになった。一部の候補は朝日新聞の取材に「実際は半分程度だが、上限額に合わせた」と述べ、不正請求だったことを認めた。

(熊谷潤)

選挙カーの台数	燃料代	備考
1台	70,000円	
2台	140,000円	
...

名古屋市議選で、選挙カーの燃料代の公費負担を求めた請求内訳書

他に9人、上限額受領

名古屋市の場合、条例で、市選管に届け出があった選挙カー1台の燃料費を、選挙期間の9日間で公費で負担。国政選挙の仕組みに準じた内容で、大半の市に同様の条項がある。契約した業者が市選管に請求書を提出する仕組みで、領収書の提出は必要ない。

朝日新聞が入手した

「選挙運動用自動車の使用の燃料代の請求内訳書」などによると、落選したある候補は9日間連続で毎日73・5リットル、販売価格を1リットルあたり100円としていた。

ほかにも、56・54リットル(1リットルあたり1300円)、52・5リットル(同1400円)を毎日使ったとして請求した候補もいた。毎回50リットル以上を給油したと請求した候補者は16人に上る。1日で649リットルなど400リットル以上を大量に一括購入したと請求した候補も6人いた。

開示された資料によると、立候補した98人中、92人から申請があり、そのうち26人は、上限額の9割以上の6万円以上を請求していた。

請求していた。

候補のひとり朝日新聞の取材に「公費負担の対象になる9日間以外で使った燃料費も入れた。常識的に考えたら、上限に達するほど燃料を使うはずがない。制度上認められていないので請求した」と述べ、偽装を認め

た。また、この候補は「ペタラン市議から上限で請求すればいいと言われたこともある」と語り、偽

装請求が以前から広がっていることを示唆した。

一方、別の候補は「選挙時は走り回っているのだから(燃料費)がかかっていると思う。そうした関係は事務所管理していたので詳細には分からない」と説明した。

市選管は「候補者と業者の契約書の写しが提出され、制度の範囲内で請求されている。それ以上の実態把握は難しい。制

度も不正を前提にしていない」としている。ただ、同市議選は区ごとに選挙区を設けており、立候補した選挙区外で選挙運動することはない。

全国市民オンブズマン連絡会議の南海聡事務局長は「毎日決まった量を入れるのは一般的にはありえない。選挙という通常とは異なる事情から起きる現象ならば説明するべきだと指摘している。

点検、スナックの営業を外注化した。客の送迎用の車やカラオケ機器なども有会社社からのリースにした。08年度と同センターの業務委託費は総額3200万円。うち、有

社保庁施設の天下りトップ

自分の会社に業務委託

社会保険庁が岩手県花巻市に建設した温泉宿泊施設「国民年金健康保養センターはなまき」が、社保庁OBのセンター長(66)自らが設立した会社に、随意契約で清掃業務などの人材派遣を委託していたことが21日、明らかにになった。センター長は同庁の指摘を受けて会社の社長を辞める6月までの7年半、センターと会社の双方から報酬を得ていたという。

同センターは年金保険料の還元事業として80年に開業した。同庁の委託を受けて岩手県と盛岡市、花巻市が出資する国民年金福祉協会の運営している。

センター長は社保庁OBで、98年に天下りし、同協会の常務理事兼務でセンター長に就任。99年10月に有限会社金矢温泉商事を設立し、センター従業員を有限会社に移す形で、清掃や施設の保守

センター長は「経営を改善する最善の方法と考えたが誤解を招く余地があったかもしれない」と話している。

選挙カー設備費も請求

看板音響 10人超、賃料に含め

名古屋市議選

4月の名古屋市議選(定数15)で、選挙カー

に取りつける候補名が書かれた看板代やスピーカー代などについて、公費負担の対象外にもかかわらず、公費負担が認められるレンタカー代に含めて請求している候補が少なくとも10人以上いたことが明らかになった。候補が使用した料金を市選挙管理委員会に請求した一部の業者が、朝日新聞の取材に「設備費なども含まれている」と認め

た。詐欺容疑に当たる可能性もある。

市議選では原則、候補者が選挙期間中、選挙カーを無料で使用できることが条例で定められている。名古屋市の場合、市議選と市長選の選挙カー使用に関する条例で、選挙カーのレンタル代として1台に限り1日1万5300円を上限に選挙期間の9日分(計13万7700円)を市が負担する。候補は業者と契約し、選挙には業者が請求

する仕組みだ。

朝日新聞社が市選管に情報公開請求した「選挙運動用自動車の使用のレンタカー代の請求内訳書」によると、89人の候補が申請し、うち81人が上限額の13万7700円を受け取った。

候補について、1日1万5300円のレンタカー代として各9日間分を市選管に請求。業者は朝日新聞の取材に対し「車はレンタカー会社から借りた後、40万円ほどかけて看板やスピーカーなどの音響装置を取りつけた。

しかし、内訳書によると、ほぼ半数の業者はレンタカーの専門会社ではなく、自動車の装飾などを扱う会社だった。名古屋市内の業者は、契約を結んだ10人ほどの候補について、1日1万5300円のレンタカー代として各9日間分を市選管に請求。業者は朝日新聞の取材に対し「車はレンタカー会社から借りた後、40万円ほどかけて看板やスピーカーなどの音響装置を取りつけた。

市議が業者にどう指示したかは明らかではないが、市選管は「不正請求があれば詐欺罪に当たる可能性がある」としている。

選挙公営制度をめぐっては、04年4月の岐阜県山県市議選で、ポスター代を水増し請求し、市から公費を詐取した疑いで、市議やポスター作業者ら計14人が書類送検された。(熊谷潤)

名古屋市議選 燃料費

区選管、架空請求を指示

運動前の提出慣例化

4月の名古屋市議選で、港区の選挙管理委員会が立候補予定者の陣営を集めた事前説明会で、選挙カーの燃料費について、架空の請求書の提出を求めていることがわかった。名古屋市選管が24日、記者会見して明らかにした。港区選管は「事務作業の短縮のため、職員間で引き継ぎされてきた」と慣例化していたことを認め、県選管から委嘱された4月の県議選や、前年03年の市議選、県議選でも各陣営に求めたという。(旗谷潤)

「上限書けと聞いた」

名古屋市は条例で、市「た契約書を結んで告示日議選の候補が選挙運動で使った燃料費を8万6150円まで公費で負担している。各候補は燃料費について、選挙前に業者とまず、1辺当たりの単価や見積総額などを定め

市議選をめぐるのは、選挙カーの燃料費の過剰請求が発覚し、2人の市議が、地元の港区の選管の指示を受けたと証言。これを受け、市選管が調査した。

会見した市選管の日沖勉事務局長と港区選管の小川幸治書記長(区総務課長)によると、港区

選管が3月に開いた事前説明会で、各陣営に対し、燃料費の契約書に加え、選挙後に提出する請求書についても告示日までに一緒に提出するよう指導した。小川書記長は「書類を早く出してもらうことで事務処理作業を短縮したかった」と話した。

市は、関係職員の処分を検討している。

上限額を過剰請求したことを認めている港区選出の市議2人は「選管から上限額を書くように言われた」と証言している。これに対し、小川書記長は「上限額の説明はしたが、金額欄に記入するようにとは言っていない」と否定した。ただ、「請求書も事前に持参するように伝えたことで陣営に誤解を与えた可能性はある」と述べた。

燃料費の公費負担を名古屋市が条例化したのは93年だが、03年より前の選挙で架空請求書の提出を求めたかどうかについて港区選管は「資料が残っていないのでわからない」としている。

市選管は、ほかの15区の選管が請求書の事前提出を求めたことはなかったとしている。

2007. 10. 25 朝日

↓ 200. 7. 10. 25 毎日

港区選管

事前請求通り支給

名古屋市議選挙カー燃料費

チェックなし 全員に満額

名古屋市の港区選挙管理委員会は24日、今年4月の名古屋市議選の立候補予定者に対し、使用状況に応じて支給すべき選挙カーの燃料費を、事前に提出させた「請求書」に基づき支給していたことを明らかにした。しかし、事前に燃料費が幾らかかるかは分からず、選管から説明を受けた7人全員が上限額かそれに近い額を請求。選管は実際の使用状況のチェックもせず、請求通り支給していた。

市では条例により、届け出のあった選挙カーの燃料費について、公示期間9日分(計6万6150円)を負担する。

候補者は車の使用証明書を、燃料を販売した業者は請求書を、それぞれ当該選管に提出する仕組みになっている。

市選管は、選挙カーの公費負担関係書類のうち、業者と立候補予定者との契約書など3種類については告示日に提出

し、業者からの請求書と車の使用証明書は選挙後に提出するよう16ある区選管に指導。港区選管だけが「事務処理短縮」を理由に、すべての書類を

告示日に一括して提出させていた。しかし、立候補予定者にとっては経費計算ができない。このため、と

し、業者からの請求書と車の使用証明書は選挙後に提出するよう16ある区選管に指導。港区選管だけが「事務処理短縮」を理由に、すべての書類を

告示日に一括して提出させていた。しかし、立候補予定者にとっては経費計算ができない。このため、と

りあえず限度額の6万6150円を請求すればいいと判断し、7人のうち2人が限度額いっぱい請求。残る5人も限度ぎりぎりの額を請求し、いずれも満額を受けた。公費支出された燃料費は総額46万1535円。

港区では、燃料費関係書類の告示日提出は慣例化しており、今年の県議選(港区選挙区)と03年の前回市議選・県議選でも同様の処理をしていた。

港区選管によると、03年市議選では立候補者6人中3人が限度額を受け取っていた。

毎日新聞の取材に対し、このうち4人が返還の意向を示している。燃料費の請求には、領収書の添付義務はない。返還の意向を示した4人のうち、社民党の富田勝三市議(名古屋区)は「選挙カー以外の随行車両も含めて請求していた」と説明した。選挙カーだけにかかった燃料費が特定できなければ全額返還するという。

上限使わず請求10人 候補98人中

4月の名古屋市議選での燃料費について、立候補者98人のうち10人が上限額いっぱいまで使用し、残り88人は限度額以下で請求していた。【影山哲也】

【影山哲也】

【影山哲也】